

官庁営繕のマネジメント改革 平成16年度の行動計画

平成16年6月 関東地方整備局営繕部

1 基本的な考え方

官庁営繕マネジメント改革の根幹的指令（ミッション）と目標（ビジョン）を受け、平成16年度行動計画においては、「**利用者に提供するサービスの最大化**」を目標とする。

この目標を達成するため、平成16年度行動計画は、戦略的に取り組むべき項目に絞ることとする。行動計画は年度末に評価し、次年度以降の継続的な取り組みとする。

2 テーマ

利用者に提供するサービスの最大化

～関東営繕のブランド価値の最大化～

3 分類

大きく部全体として取り組むものと各課室事務所で取り組むものに大別し、部全体として取り組むものは、さらに、営繕部として重点的に取り組む事項と継続的に取り組む事項に分類する。

部全体として取り組むものについては対外的に公表するものと位置づけ、文字通り部全体として取り組むものとする。（参考に本省の基本的戦略との関係を示す）

4 行動計画の内容

（１）営繕部として重点的に取り組む事項

営繕部が先導的に取り組むべき施策として、営繕部全体で強く意識するカテゴリー

・ １）保全指導の充実

保全実態調査全面实施や官公法改正に施設点検の義務づけなどにより、保全の重要性が高まっていることから保全指導の充実を図ることとする。

・ ２）保存活用の推進

関東で積極的に取り組んできた歴史的建築物の保存活用の成果をとりまとめ広く周知していく。

・ ３）PFIによる庁舎の整備

全国の地整に先駆けて実施している、新たな調達手法であるPFIについて九段第三合同庁舎の事例も踏まえ、技術の習得や実施に当たっての考え方を整理することとする。

・ ４）グリーン(地球環境配慮)

地球環境に配慮するため、これまで実施してきたグリーン庁舎の整備・診断等を分析し、検証を行うこととする。

・ ５）地域連携の推進

シビックコアなど、地域との連携の重要性が高まっており、連携をはかるための方策を検討していく。

（２）営繕部として継続的に取り組む事項

営繕部の統一のテーマで、内容は各課室で異なるカテゴリー。

- ・ 1) 技術力の維持向上
- ・ 2) 業務プロセスの継続的改善

(3) 各課室事務所が個別に取り組む事項

また、各課室事務所で個別に取り組むべきものや部全体のテーマとしてとりあげることが適切かどうか検討を要するもの。

5 マネジメント改革の推進体制

マネジメント改革の推進体制としては、マネジメント改革推進委員会（意思決定機関、委員長：営繕部長）及び同幹事会（連携調整、事前検討のための機関、幹事長：営繕調査官）とする。

6 （参考）行動計画（個別事項）の個票

- ・ 個別事項の個票については、別途作成することとする。
- ・ 以下に様式を示す。

- 5 地域連携の推進

●目的

○ ○ ○ ○

提出課室事務所	計画課	担当	○ ○
内容	・ 地方公共団体を訪ね、営繕行政の説明をする…		
評価の視点	・ 問い合わせ数…		
他課室事務所との連携等	・ 各課・事務所		

提出課室事務所	● ● 課	担当	○ ○
内容	・ ○ ○ ○ ○		
評価の視点	・ ○ ○ ○ ○		
他課室事務所との連携等	・ ○ ○ ○ ○		

(参考)

本省の基本的戦略と関東行動計画との関係

本省基本的戦略					
NO	関東行動計画	官庁施設の 価値の最大 化	財務資源と 業務プロセ スの効率化	先導的役割 の強化	学習・成長す る人づくり
- 1	保全指導の充実	○	○		○
- 2	保存活用の推進	○			
- 3	P F Iによる庁舎整備			○	
- 4	グリーン（地球環境配慮）			○	
- 5	地域連携の推進			○	
- 1	業務プロセスの継続的改善		○	○	○
- 2	技術力の維持向上		○	○	○